

研究費不正防止計画

SBI 大学院大学

SBI 大学院大学は、「公的研究費の運営・管理に関する規程」に基づき、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止します。

2015 年 10 月 2 日 施行

2022 年 3 月 2 日 一部改定施行（最終）

1. 学内の責任体系の明確化

項目	不正発生要因	具体的防止計画
競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化	・学内における競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系が明確化されていない ・各責任者が役割を理解・認識していない	・ガイドライン・規程等の更新及び周知する ・各責任者に対して役割を周知する ・責任者変更時の引継ぎを徹底する ・学長がリーダーシップをとる
監事に求められる役割の明確化	・監事が役割を理解・認識していない ・役割が形骸化している	・監事に対して役割を周知する ・監事交代時の引継ぎを徹底する ・理事会・評議員会等で定期的に意見を述べる機会を作る

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

項目	不正発生要因	具体的防止計画
コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）	・コンプライアンス教育・啓発活動が不十分または未実施である	・コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定した計画に基づき、教育・啓発活動として説明会、研究会等を定期的に開催し、積極的に参加を要請する ・FD・SD 委員会および研究科委員会にて、定期的に研究費の適正使用等について討議を行い、法令

		順守の周知徹底を図る
ルールの明確化・統一化	・ルールが統一されていない ・ルールが周知されていない	・統一されたわかりやすいルールを策定する ・教育・啓発活動の中に、ルールの周知を含める
職務権限の明確化	・事務処理に関する職務分掌とルールが一致していない ・事務処理に関する職務分掌が周知されていない	・事務処理に関する分掌について、関係者間での合意を図る ・定められた分掌を周知する ・事務処理手続き等のマニュアルを定める
告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	・告発、調査等の取扱いルールが明確化されていない ・告発、調査等の取扱いルールが周知されていない ・配分機関への報告等、法令で定められた事項を認識していない	・告発、調査等を定めた規程の制定・更新を行う ・告発、調査等を定めた規程や配分機関への報告等のルールを周知する ・懲戒の種類や運用を明確にした規程等を制定する

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正発生要因	具体的防止計画
不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置	・不正防止計画の推進を担当する者がいない又は部署を設置していない ・不正防止計画の推進を担当する者又は部署が役割を理解・認識していない	・不正防止計画の推進部署をFD・SD委員会とし、規程に定め周知する ・FD・SD委員会の委員交代時の引継ぎを徹底する
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施	・不正防止計画が策定されていない ・不正防止計画を策定しても実行されない	・FD・SD委員会で定期的に計画を見直す ・監事、内部監査部門と連携し不正を発生させる要因を体系的に整理し評価する ・部局等は不正根絶のためにFD・SD委員会に協力する

4. 研究費の適正な運営・管理活動

項目	不正発生要因	具体的防止計画
予算の執行管理	・予算の執行が遅延する	・定期的に執行状況を確認し、研究計画の遂行に問題がないか確認する
業者の管理	・業者との癒着により不正な取引	・不正な取引に関与した業者への

	引が行われる	取引停止処分等の方針を定め、業者にも周知する
支払・検収ルールの特明確化	・研究者自らが発注・立替・検修を行うことで不正な取引が見逃される	・研究者自らが発注・立替・検修を行うことを原則禁止し、例外的に運用する場合はルールを明確化する

5. モニタリグの在り方

項目	不正発生要因	具体的防止計画
内部監査における専門的知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）の活用	・専門的知識を有するスタッフの不在による不正の見逃し	・監事や必要に応じて他の機関で監査業務の経験のある専門的知識を有する者等と連携して内部監査を実施する
監事・会計監査人・内部監査部門の連携	・監事・会計監査人とのコミュニケーション不足	・監事・会計監査人を行う監査計画説明会、監査報告会などで定期的に意見交換を行う
内部監査結果の周知と本学全体としての再発防止の徹底	・研究費等の適正な運営・管理体制に係る指摘、改善等の情報伝達が不十分	・監事、内部監査員及び会計監査人等の意見を聞く機会を設ける

附 則

この計画は、2015 年 10 月 2 日から施行する。

この計画は、2020 年 12 月 9 日から一部改定施行する。

この計画は、2022 年 3 月 2 日から一部改定施行する。